

保育所等入所指数表

①保育の実施基準指数				優先順位		
保育を必要とする事由別の区分	(1) 家庭外労働 (自営業又は農業も含む)	月140時間以上		110点	4	
		月120時間以上		90点		
		月100時間以上		70点		
		月80時間以上		60点		
		月60時間以上		50点		
	(2) 家庭内労働 (内職等)	月140時間以上		70点	5	
		月120時間以上		60点		
		月80時間以上		50点		
		月48時間以上		35点		
	(3) 妊娠・出産	4月1日時点で出産（予定） 日前8週から後8週まで		80点	6	
	(4) 保護者の疾病等 ※4月1日以降も、保育が困難な状態が見込まれる場合	疾病 負傷	1ヶ月以上の入院または自宅で常時臥床		110点	3
			概ね1ヶ月以上の加療安静		60点	
			通院（週2回40点・週1回30点・月2回10点）		10～40点	
		障害	身体・精神1・2級、知的A、要介護5・4		110点	
			身体3・4級・精神3級、知的B、要介護3・2・1		80点	
	(5) 病人等の介護	自宅介護	要介護4・5、身体1・2級、療育A、精神1級		110点	7
			要介護3		80点	
			要介護1・2		60点	
施設付添		週5日以上常時付添		110点		
		上記以外で保育が常時困難 1日4時間、週4日程度 週2日以上付添・送迎等		70点 50点 30点		
(6) 災害復旧	震災、風水害、その他の災害復旧のため保育困難		150点	1		
(7) 求職活動等	生計中心者の失業		60点	9		
	求職中（証明有）		20点			
	求職中（証明無）		10点			
(8) 就学	学校教育法に定める学校 ※(1)に準じる		40～110点	8		
(9) 虐待・DV			～200点	2		

②基準指数に加える調整指数			
1 世帯の状況	生活保護		180点
	ひとり親世帯		170点
2 祖父母の状況 (4月1日時点)	同居	不就労等により保育可能（65歳未満1人あたり）	-20点
	非同居	市内在住で不就労等により保育可能（65歳未満1人あたり）	-10点
3 保護者の状況	(4月1日時点)	市内の認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所・児童館・届出保育施設等又は幼稚園に保育士、看護師又は幼稚園教諭として就労（就労予定を含む）（1人あたり）	30点
		市内の放課後児童クラブに支援員として就労（就労予定を含む）（1人あたり）	
	(11月1日時点)	保護者の一方が単身赴任	15点
4 兄弟姉妹の状況 (4月1日時点)	未就学児	就学前児童（申込児除き1人あたり）	10点
		兄弟姉妹が通う施設への転園申込の場合（申込児あたり）	70点
		兄弟姉妹が通う施設への申込の場合（※第一希望で同一施設への申込）（申込児あたり）	50点
		兄弟姉妹が同時に申し込んだ場合（兄弟姉妹と同一施設への申込50点との併用不可）（申込児あたり）	50点
		兄弟姉妹が家庭保育（生後2か月未満の児童除く）（申込児あたり）	-20点
	小学生	児童（1人あたり）	5点
		兄弟姉妹が学童利用（申込児あたり）	5点
障がい有する場合（1人あたり）※(4)保護者疾病等に準じた点数		60～110点	
5 申込児童の状況 (11月1日時点)	保育の必要性の認定を受け、認定こども園、認可保育所、小規模保育事業所、幼稚園又は届出保育施設を利用（施設等利用給付認定を含む）		10点
	障がい有する場合 ※(4)保護者疾病等に準じた点数		60～110点

③同一指数の場合の優先順位	
1	①保育の実施基準指数の点数が高い世帯
2	保育を必要とする事由の優先順位（1～9の順）
3	保育の協力者（市内在住の祖父母等）がいない世帯
4	入所選考を行う基準日時点（11月1日）で天童市に住民登録がある世帯
5	保護者の市町村住民税所得割の合計が少ない世帯

選考の基準

- ①保育の実施基準指数と②基準指数に加える調整指数の合計が高い児童を優先します。
※同一施設を希望する児童が複数いた場合、その施設を希望する順位が高い児童を優先します。
- 1の児童が複数いた場合、③同一指数の場合の優先順位を用いて決定します。